

《平成30年11月市議会 環境経済委員会 追加資料》

第138号議案 「長崎市漁港管理条例及び長崎市海岸保全区域
における占用料徴収条例の一部を改正する条例」について

水産農林部

平成30年12月

追加資料

水産農林部

長崎市漁港管理条例 別表第2、第3、及び長崎市海岸保全区域における占用料徴収条例別表の金額の変遷

単位：円

区分		単位	H8.4.1～	H21.4.1～	H24.4.1～	H26.4.1～	H31.4.1～案
電柱、電線、変圧塔、公衆電話所、その他これらに類する工作物	第1種電柱	1本につき1年	1,000	630	560	430	510
	第2種電柱		1,600	970	860	660	783
	第3種電柱		2,200	1,300	1,200	900	1,056
	第1種電話柱		930	560	500	390	455
	第2種電話柱		1,500	900	800	620	728
	第3種電話柱		2,100	1,200	1,100	850	1,002
	その他の柱類		72	56	50	39	45
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき	10	6	5	4	4
	地下に設ける電線その他の線類	1年	5	3	3	2	2
	地上に設ける変圧器	1個につき1年	700	550	490	380	446
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	480	340	300	230	273
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,400	1,100	1,000	770	911
	水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	48	24	21	16
外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		48		34	30	23	27
外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		72		51	45	35	41
外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		95		67	60	46	54
外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		190		100	90	70	82
外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		190		130	120	93	109
外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		480		240	210	160	191
外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		480		340	300	230	273
外径が1メートル以上のもの		950		670	600	460	546

○政令市・中核市の占用料の単価について

占用料の単価の採用	政令市10市(20市)		中核市22市(54市)	
	10市	100%	7市	32%
独自単価	10市	100%	7市	32%
国に準拠 (道路法施行令)	-	-	13市	59%
県に準拠	-	-	2市	9%

※政令市20市のうち、市管理漁港があるのは10市

※中核市54市のうち、市管理漁港があるのは22市

※長崎市においては、改正後を想定し独自単価の欄に算入

○地価調査価格について

九州内の県庁所在市及び長崎県内で、道路法施行令により第三級地に区分されている市との地価調査価格の傾向を表したグラフである。他市と比較すると、長崎市の地価調査価格と差がある。

また、長崎市の地価調査価格が上昇傾向であるのに対して、他市においては、ほぼ横ばい又は下降傾向にある。

なお、第三級地に区分されている地方自治体(294市町村)の平均地価調査価格においても下降傾向にあり、長崎市との乖離が広がっている状況にある。

